

TH Picks for Welfare

Vol. 19
2025.11

【発行日】 2025年11月1日発行
【発行元】 社・本郷 税理士法人 社会福祉法人部
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
TEL：03-6871-9850【受付時間：9時00分～17時30分（土日・祝日・年末年始除く）】
URL：https://www.ht-tax.or.jp/



認可保育所 資金運用ルール － 委託費の弾力運用 －

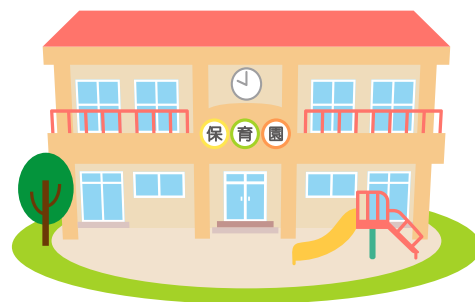
認可保育所の主な収入源である「委託費（公定価格）」は、公的資金ゆえに厳格な使途制限があります。しかし、一定の要件を満たすことで資金運用の柔軟性を高める「弾力運用」が可能となります。本来の用途と異なる用途で資金を使用する場合は、そのルールを理解し、適正な資金運用を行う必要があります。

※委託費の取り扱いについては、[「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0903 第6号、最終改正平成30年4月16日子発0416第3号、以下「経理等通知」という。）](#)の中で定められておりますので、詳細は経理等通知をご確認ください。

1. 委託費の基本構造と使途制限の原則

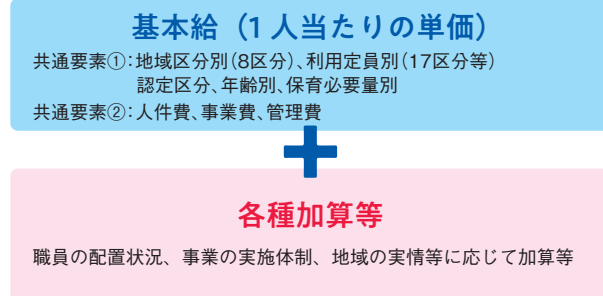
委託費の構成要素

認可保育所（以下、保育所）を運営する事業者は、主な収入として委託費（公定価格）を受け取り、運営を行います。委託費は、国・都道府県・市町村が負担する公費負担額と利用者負担（市町村により決定）により構成されており、保育所では利用者負担額も含め市町村から受け取ります。



※出典：子ども・子育て支援新制度ハンドブック給付の基本構造

また、この委託費は、基本分単価（事務費（人件費、管理費）＋事業費）に各種加算項目を合計して算出され、大きく人件費、事業費、管理費に分類されます。



※出典：子ども・子育て支援新制度ハンドブック 公定価格の骨格

2. 使途制限の原則と例外的取り扱い（弾力運用）

使途制限の原則

委託費は、公的資金を財源としていることから、**原則として、人件費、事業費、管理費にのみ使用することが認められており、使途の範囲が明確に決められています。**

例外的取り扱い（弾力運用）

一方、経理等通知の要件を満たすことで、資金の柔軟な運用（弾力運用）が可能になります。弾力運用は、**第一段階、第二段階、第三段階**に分類され、適用要件を満たすと使途範囲が拡大します。

段階	適用要件 (4頁表)	運用範囲の 拡大ポイント
第一段階	要件1（基本要件7項目を全て満たす）	費用間流用が可能になる基本ステップ
第二段階	要件1 + 要件2（実施要件となるいずれかの事業（延長保育事業や一時保育事業等））	同一法人内（保育所等）への繰入が可能
第三段階	要件1・2 + 要件3（保育サービスの質の向上に関する3項目を満たす）	法人本部、福祉施設、公益事業への繰入が可能

3. 弾力運用の段階別解説

(1) 第一段階

要件1（基本要件7項目）を全て満たす場合に適用されます。運営を開始している保育所では基本的に満たされる項目となりますが、新たに保育所を経営する事業を行う設置者については、初年度において運営費の弾力運用が認められないことに注意する必要があります。

1. 資金の積立

- 人件費積立資産、修繕積立資産、備品購入積立資産の積立資産の計上をすることで、次年度以降の経費に充当することが可能です。
- 積立資産を積立目的以外に使用（他の保育所に充当する場合を含む）する場合は所轄庁と協議し承認を受ける必要があります。

2. 資金の繰入

運用内容	流用の範囲	詳細
費目間の流用	同一施設内	人件費、管理費、事業費を相互に流用することが可能です。

(2) 第二段階

要件1に加え、要件2を満たす場合に適用されます。

1. 資金の積立

- 保育所施設・設備整備積立資産の積立が可能になります。
- 積立資産を積立目的以外に使用（他の保育所に充当する場合を含む）する場合は所轄庁と協議し承認を受ける必要があります。

2. 資金の繰入（対象と繰入上限に注意が必要です）

繰入の源泉	繰入の対象先	留意事項
処遇改善加算の基礎分	同一法人内の保育所等	対象経費が限定されており、保育所施設の整備や土地建物の賃借料等に使用することが可能です。土地の取得に要する経費としては使うことができません。

(3) 第三段階

第一、第二段階の要件に加え、要件3を満たす場合に適用されます。この段階では、繰入の範囲が大幅に拡大します。

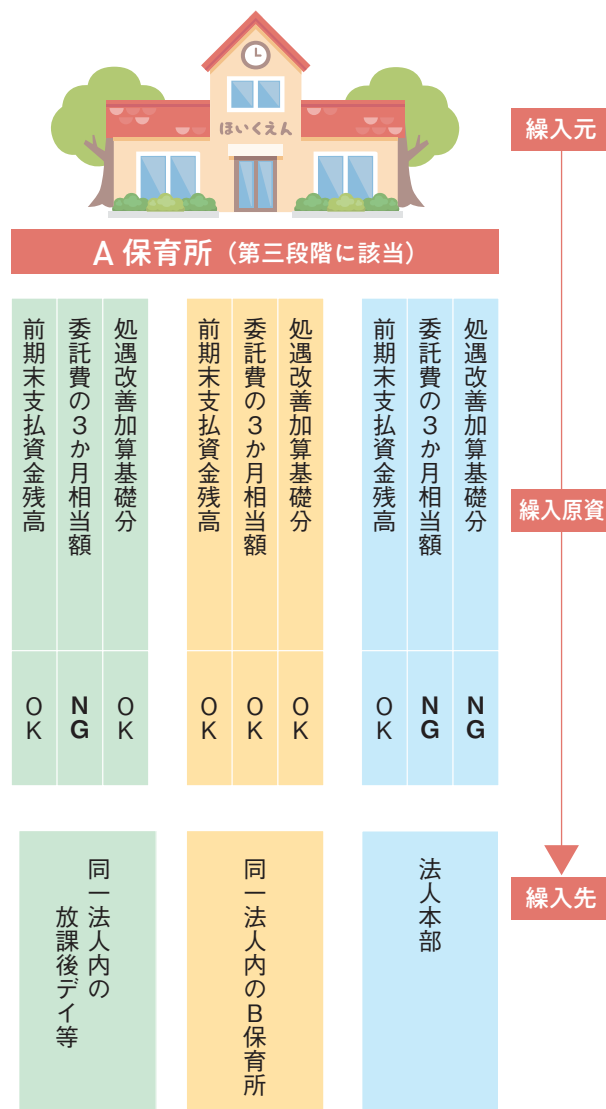
1. 資金の積立

- 人件費積立資産、保育所施設・設備整備積立資産の積立が可能です。
- 第一段階で積立てた修繕積立資産、備品等積立資産は、保育所施設・設備整備積立資産に統合することが可能です。
- 積立資産を積立目的以外に使用（他の保育所に充当する場合を含む）する場合は、事前に所轄庁（当該保育所の設置主体が社会福祉法人の場合は理事会）と協議し承認を受ける必要があります。

2. 資金の繰入（対象と繰入上限に注意が必要です）

繰入の源泉	繰入の対象先	上限額・留意事項
処遇改善加算の基礎分	同一法人内の子育て支援事業または福祉施設等	対象経費が限定されていますが、第二段階と異なる点として土地の取得に要することが可能となります。
委託費の3か月相当額	同一法人の保育所等または子育て支援事業	対象経費が限定されていますが、土地の取得、土地建物の賃借料等に使用することができます。
前期末支払資金残高	以下の事業へ繰入可能 ①法人本部 ②同一法人の社会福祉事業・子育て支援事業 ③同一法人が運営する公益事業	①法人本部の人件費及び事務費を上限とします。 ②社会福祉法人・学校法人は理事会承認（原則は所轄庁の事前承認）、これら以外の法人格の場合は所轄庁の事前承認が必要です。

例えば、A保育所の委託費について、「法人本部」「同一法人内のB保育所」「同一法人内の放課後デイ等」への繰り入れ可否は次のようになります。



保育所を運営する際は、経理等通知をよく理解して資金運用を行うことが重要です。また、所轄自治体によっては取り扱いが異なる場合もありますので、ご注意ください。

辻・本郷 税理士法人 社会福祉法人部では、保育所の資金運用ルールに関するご相談も承っております。お困りのことがございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。



弾力運用 段階ごとの要件

要件1：保育運営に関する以下の全ての要件を満たしていること

- ①児童福祉法第45号第1項の基準（最低基準）が遵守されていること
- ②委託費交付基準及び職員の配置基準が遵守されていること
- ③給与規程の整備、規程による適正給与水準が維持され人件費の運用が適正であること
- ④給食に必要な栄養量が確保され嗜好を生かした調理がなされ、日常生活に必要な諸経費が適正に確保されていること
- ⑤保育所保育指針を踏まえ、処遇上必要な設備整備がなされ、児童処遇が適切であること
- ⑥運営・経営責任者である役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に参加し資質向上に努めること
- ⑦当該設置者の事業運営に問題事由がないこと

要件2：事業の実施要件となる以下の事業等のいずれかを実施していること

- ①「延長保育事業実施要綱」に定める延長保育事業等
- ②「一時預かり事業実施要綱」に定める一時預かり事業等
- ③乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ
- ④「地域子育て支援拠点事業実施要綱」に定める地域子育て支援拠点事業等
- ⑤集団保育が可能で通所できる特別児童扶養手当の支給対象障害児の受入れ
- ⑥「家庭支援推進保育事業実施要綱」に定める家庭支援推進保育事業等
- ⑦休日保育加算の対象施設
- ⑧「病児保育事業実施要綱」に定める病児・病後児保育事業等

要件3：保育サービスの質の向上に関する以下の要件3項目を満たしていること

- ①厚労省令第79号及び児発第295号に基づく財務諸表の備え付け、閲覧に供している
- ②（ア）第三者評価加算の認定、サービスの質の向上 又は（イ）苦情処理の適切な対応・公表・保護に努めている
- ③処遇改善加算の賃金改善要件（キャリアパス要件も含む）のいずれも満たしている